

20 内閣府 構造改革特区第25次 再々検討要請回答

管理コード	200010	プロジェクト名		
要望事項 (事項名)	保育所型認定こども園の有期認定規定の廃止	都道府県	兵庫県	
		提案事項管理番号	1018050	
提案主体名	兵庫県			

制度の所管・関係府省庁	内閣府 厚生労働省 文部科学省
該当法令等	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第5条
制度の現状	保育所型の認定こども園の認定については、5年を超えない範囲内においてその有効期間を定める。

求める措置の具体的内容	保育所型認定こども園のみ期限(5年を超えない範囲内)を定め認定することとされている規定を廃止し、当該保育所の更新手続き等の事務負担及び都道府県における更新管理業務の軽減を図ること。
具体的事業の実施内容・提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ H25.4.1 現在兵庫県下 41 市町のうち待機児童がある市町は 11 市町で、約 3/4 の市町には待機児童がいないことから、いわゆる潜在的待機児童があることを考慮しても、一律に保育需要の増加を見据えて有期認定とする必要はない。 ・ 加えて、今後ますます少子化が進行すれば、保育需要の減少が見込まれており、当該規定は必要性が乏しい。 ・ 認定こども園として運営できないほど保育需要が増加するのであれば、その時点で設置者が認定こども園を廃止し、保育所に戻すことで対応が可能。 ・ 平成 27 年度からの実施が見込まれる子ども・子育て支援新制度では、保育所単体として保育所型認定こども園だけでなく幼保連携型認定こども園に移行することも可能であるが、幼保連携型認定こども園は有期認定規定の対象とならないこととされており、保育所型認定こども園だけが有期認定の対象となることは整合性に欠ける。

○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	C	措置の内容	I
保育所型認定こども園については、地域における保育需要が将来的に増加した場合、「保育に欠けない子ども」を受け入れていることにより「保育に欠ける子ども」の利用が制限され、市町村による保育の実施義務の履行が妨げられるおそれもあることから、その認定については、地域における将来的な保育需要の予測に基づき行う必要があり、5年を超えない範囲内の有効期間が定められている。				

○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請			
<p>将来的な保育需要に対応するために有期認定が必要とのことであるが、例えば特区の指定範囲内において、</p> <p>一定期間の待機児童数等を指標とし、大幅な保育需要の増加が見込まれることがなさそうだと判断された場合、</p> <p>自治体が貴省庁に同意を得ることで有期認定期間を延長するなど、実情に応じた柔軟な対応をしていただくことは不可能か。</p> <p>そのような可能性を含め御回答願いたい。</p>			
提案主体からの意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・H25.4 現在、兵庫県下41市町のうち待機児童がある市町は11市町で、約3／4の市町には待機児童がない。また、今後ますますの少子化により保育需要の減少が見込まれていることから、当該規定を兵庫県下一律に設定する必要性は乏しい。 ・以上のようなことから、兵庫県下一律ではなく、その地域の状況に応じて有効期間を設定できるよう求めるものである。 			
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	C	「措置の内容」の見直し I
<p>保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができるという事業の性質上、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、地域における将来的な保育需要の予測に基づき、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされており、この有効期間を廃止することは適当ではない。</p> <p>なお、認定の有効期間の更新については、国の同意等は特段求められていない。</p>			

○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請			
<p>右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。</p>			
提案主体からの再意見			
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を保育所型認定こども園として認定するに当たり有期認定とする理由は、地域における保育需要が将来的に増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するためとのことであるが、新たな幼保連携型認定こども園についても、保育所と同様の役割を持っているが、有期認定ではない。 ・来年度から実施予定の子ども・子育て支援制度では、市町村では保育等のニーズ調査を行い、5年間の需給計画を策定することとされている。 <p>以上のことから、保育所型の有期認定は廃止すべきである。</p>			
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	C	「措置の内容」の再見直し I
<p>子ども・子育て支援新制度における「幼保連携型認定こども園」については、満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うものであって、学校及び児童福祉施設として新たに法的に位置付けられた単一の施設であり、認定の有効期間については特設設けられておらず、これはこれまでの幼保連携型認定こども園と同様の取扱いである。</p>			

一方、保育所型認定こども園については、保育所を母体として保育に欠けない子どもも受け入れることができる施設である。

保育所型認定こども園は、保育所を前提として保育に欠けない子どもも受け入れるものであり、将来的に地域における保育需要が増加した場合に、保育を必要とする子どもが保育を受けられなくなることを防止するため、5年を超えない範囲内において有効期間を定めることとされているものである。